

事 務 連 絡
令和8年4月22日

各都道府県衛生主管部（局）
各国公私立大学医学部 御中

文部科学省高等教育局医学教育課
厚生労働省医政局医事課

令和9年度の医学部入学定員等の臨時的な増加の取扱いについて

「経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」（令和7年6月13日閣議決定）及び「令和9年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」（令和7年12月4日付け7文科高第1319号文部科学省高等教育局長、医政発1204第4号厚生労働省医政局長連名通知）を踏まえた令和9年度の医学部入学定員に関する暫定的な措置に係るスケジュール、具体的な手続、要件等の詳細について、別添のとおり取り扱う予定ですのでお知らせします。

(別添)

令和8年4月22日

地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員等の増員について

1. 令和9年度の入学定員増に関する方針

(1) 地域の医師確保のための入学定員増

令和9年度の医学部臨時定員については「令和9年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」（令和7年12月4日付け7文科高第1319号文部科学省高等教育局長、医政発1204第4号厚生労働省医政局長連名通知）において、地域における医師確保のための令和9年度の医学部入学定員増に関する方針を示した。また、医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会（以下「検討会」という。）第14回（令和8年4月17日）において、令和9年度の医学部臨時定員の配分方針を決定した。以上を踏まえた具体的な臨時定員地域枠増の手續、留意事項等については、以下のとおりとする。

① 都道府県及び大学における対応

地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする学生に係る入学定員の増員を、都道府県の第8次医師確保計画（前期）に基づき希望する大学及び都道府県は、増員の必要性、増員分に見合う数の学生を確保するための方策等を記載した文書を作成し、文部科学省及び厚生労働省に提出するものとする。申請する増員の数は、令和8年度に認可を受けた増員相当分についても必要性を再検討し、十分に精査し決定することが重要である。

その上で、第14回検討会で示した令和9年度の医学部臨時定員の配分方針に沿って配分を行う。特に、第8次（前期）医師確保計画で用いている医師偏在指標の上位1/3の都道府県、第8次（後期）医師確保計画に当たって更新した医師偏在指標の上位1/3の都道府県及び当該都道府県と連携して設置する臨時定員の増員を検討する大学においては、その定員の数の調整を行うこと。

都道府県においては、直近の需給推計では、将来的には医師数（供給）が医療ニーズ（需要）を上回ることが見込まれ、臨時定員の削減を進めていること等を踏まえ、令和9年度の臨時定員地域枠の増員申請の検討に当たって、積極的に恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置について大学との調整を行った上で、臨時定員の必要性を慎重に検討すること。令和8年度を上回る地域枠数を設定する場合は、恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置を行うことを基本とし、各都道府県の臨時定員地域枠数は原則として令和8年度の数を超えないよう調整すること。なお、各都道府県は、地域に定着する医師を確保するための取組の状況を踏まえつつ、都道府県ごとの医師の流出入、地域枠医師以外を含む医師の都道府県内への定着の意向の状況等を考慮した上で、確保すべき医師数（例えば、臨床研修や臨床研修修了

後の時点で確保すべき人数等）を検討し、真に必要な地域枠数を検討すること。

また、地域枠以外の取組について、一定の期間以上当該都道府県に住所を有した者のうちから選抜する地元出身者枠の活用が考えられることに留意し、臨時定員の必要性について十分に検討すること。

大学においては、大学における人材の確保及び定着等の観点でも恒久定員内での地域枠や地元出身者枠の設置の検討を進めるとともに、都道府県から、臨時定員地域枠から恒久定員内地域枠や地元出身者枠への移行について相談があった際には、当該移行について積極的に検討を行うこと。

このほか、都道府県及び大学においては、地域枠以外の医学生に対して早期から地域医療への関心や定着意欲を育む取組や、地域枠等の医師について、義務年限終了後の地域への定着や、非常勤等も含めた様々な形で地域貢献を促す取組についても、検討すること。

② 令和9年度臨時定員の増員申請に関する政府の方針

文部科学省及び厚生労働省は、臨時定員全体の必要性に加えて、当該都道府県の医師確保計画の進捗状況や地域枠医師の配置・運用状況、医師養成過程における教育・研修環境の体制、医学部定員の欠員状況等を慎重かつ丁寧に精査し、地域の医師確保・診療科偏在対策等に有用で、真に必要な範囲に限り臨時定員の設置を認めることとする。ただし、すべての地域枠において、特定の診療科での従事を要件とするものではない。また、研究医養成のための入学定員増についても、研究医の養成にかかる取組の進捗状況等を踏まえて、慎重かつ丁寧に精査し、臨時定員の設置を認めることとする。

このため、必要に応じ、医学部入学定員の臨時的な増員を希望する都道府県・大学に対し、臨時定員の必要性等について有識者も含めた検討の場等でヒアリング等を実施することとする。

③ その他の留意事項

臨時定員地域枠の設置については、従事要件が課される者の教育・キャリアにも十分配慮がなされている場合に限ることとする。

地域枠について、都道府県及び大学は、従事要件及び離脱要件を入学時の募集要項、入学手続書類等において明示し、本人や保護者にわかりやすく説明し理解を得るとともに、入学志願時に、本人及び保護者又は法定代理人から従事要件・離脱要

件への書面同意を取得する¹こと。大学は、地域の医師確保に資するという地域枠の趣旨にかんがみ、増員分についてその他の定員と区別して選抜する方式（別枠方式）により学生を選抜すること。なお、定員増員分に見合う数の地域枠の学生の確保ができなかった場合にも、確保できなかった地域枠の募集人員を地域枠以外の募集人員に振り替えることのないよう、募集要項の作成、入学者選抜の実施等にあたり、必要な対応を行うこと。また、別枠入試により選抜した経緯を踏まえ、入学した地域枠学生が、学生の期間を通じて地域医療に貢献する意思を継続できるように適切かつ必要な教育プログラムを継続して実施すること²とする。

（２）研究医養成のための入学定員増

令和７年度において、令和８年度までを期間とした医学部入学定員等の増員を認可したところであるが、基礎医学及び社会医学等に関する研究医養成拠点としてふさわしい実績を有しており、かつ、教育研究に係る共同利用拠点等の優れた教育研究資源を活かして、複数大学の連携により社会的要請の強い研究医養成拠点を形成しようとする大学であって、研究医養成の観点から学部・大学院教育を一貫して見通した特別な教育コース及び研究医定着のための奨学金を設ける大学の入学定員について更なる増員を希望する大学については、第８回今後の医学教育の在り方に関する検討会（令和６年３月１８日）で示された研究医としてのキャリア支援や海外研修の機会の提供を行いながら、Physician-Scientistを含む基礎医学や社会医学の素養を有する優れた研究医を養成する拠点を担う大学に限り、医学部臨時定員の削減に向けて議論を進めていることも踏まえて、研究医の養成にかかる取組の進捗状況等を踏まえて、慎重かつ丁寧に精査し、増員申請を認める。

また、研究医枠の運用に当たっては、以下のことに留意すること。

- ・ 特別コースについては、学部・大学院を一貫した基礎医学及び社会医学に関する教育内容・教育体制の構築を行う必要があることに鑑み、学部・大学院の円滑な接続に留意するとともに、将来的なキャリア構築を見通したコース内容とすること。
- ・ 研究医枠の運用に当たって、連携大学との間で適切な役割分担を行うとともに、リトリート等の実施に際しては、特別コースの履修者等に対する十分な周知を含め、効

¹ 都道府県及び大学は、地域枠入学者がやりがいを持って、望まれる地域・業務等に定着することができるよう取り組むことが重要であるとされており、従事要件及び離脱要件を入学時の募集要項、入学手続書類等において明示するとともに、本人や保護者にわかりやすく説明し理解を得ることとされている。加えて、仮に地域枠を離脱した場合の取扱いについても併せて情報提供することが望ましいとされている。（「地域枠入学者への説明等に関する留意事項について」（令和５年１０月３０日付け文部科学省高等教育局医学教育課、厚生労働省医政局医事課事務連絡））

² 例えば、都道府県は、大学や医療機関等と連携し、キャリア形成卒前支援プランの各卒前支援プロジェクトにおいて、地域医療に関する実習や講義の支援、定期的な勉強会等の開催等の方法により、対象学生が将来従事する地域と接する機会を提供し、対象学生の将来地域医療に従事する意識の向上に資することとされている（「キャリア形成プログラム運用指針」（令和３年１２月１日付け医政発１２０１第１号厚生労働省医政局長通知））。

果的な取組となるよう留意すること。

なお、「研究医養成拠点としてふさわしい実績」については、次の要素を満たすものとする。

- ・ 継続的に基礎医学及び社会医学分野へ進学する大学院生を確保してきた客観的な実績があり、それが大学より説明されること。
- ・ 大学院博士課程修了者が基礎医学及び社会医学分野の研究医として就職するなど、継続的に研究医が輩出されてきた客観的な実績を有し、研究医としてのキャリア支援や海外研修の機会の提供等の取組と併せて、大学より説明されること。
- ・ 過去3年間に、基礎医学及び社会医学の研究医養成に関する取組若しくは研究の基盤が国公立大学を通じた大学教育改革の支援に関する補助事業に採択された実績があること、又は、これに類する、基礎医学及び社会医学の研究医養成に関する取組若しくは研究の基盤が優れたものと評価された実績があること。
- ・ その他、これに類する、他大学と比較した際に基礎医学及び社会医学に関する研究医養成拠点としてふさわしいと考えられる客観的な実績があり、それが大学より説明されること。

また、「特別な教育コース」については、基礎医学及び社会医学に関するMD-PhDコースの設置等、他の学生とは異なるカリキュラムを編成することにより、学部・大学院を一貫した基礎医学及び社会医学に関する教育内容・教育体制が構築されているものであり、以下のような措置が複数講じられ、研究医養成に関する有効性が高い取組を有するものとする。

- ・ 専用の入試枠を設けて基礎医学及び社会医学に関する研究意欲の高い入学者の選抜を行うもの。
- ・ 学生が研究活動を実施するために必要となる研究費について予算措置がなされるもの。
- ・ 学生が研究成果を発表できるよう、学会発表及び論文発表の機会が設けられており、その指導に必要な体制が構築されるもの。
- ・ 臨床研修により研究活動が中断されることのないよう、配慮がなされるもの。
- ・ 研究医となった際の常勤ポストが確保されるもの。
- ・ その他、研究医に必須の能力を養成する上で必要不可欠と考えられる取組が実施されるもの。

各大学においても、研究医養成のための「特別な教育コース」の履修者の進路状況について、事後も追跡することができるよう、増員の検討に当たっては十分に留意すること。

(3) 入学定員等の臨時増員の期間

「令和9年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」に基づき、増員期間は1年間（令和9年度まで）とする。

2. 令和10年度の入学定員に関する方針

令和10年度の医学部定員の方向性については、第14回検討会において、様々な方策による医師偏在対策を進めるとともに、業務効率化への支援等の多面的支援の充実を図りつつ、18歳人口の減少も見据え、地域の実情を適切に考慮した上で、我が国全体として削減を図ることとされた。

昨年度に引き続き、令和9年度医学部臨時定員増に関する意向調査に併せて、各都道府県等における地域への定着促進の取組状況等についても調査を行うことを予定しており、検討会における充実した議論のためにも各都道府県等においては準備方お願いします。なお、調査への回答の状況によっては、追加のヒアリングや、検討会での紹介等を行う場合があることに留意すること。

3. 今後のスケジュール

令和8年5月を目途に、各都道府県及び医学部を置く各国公立私立大学に対し令和9年度医学部臨時定員増に関する意向調査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて追加の意向調査を実施する。回答の内容を踏まえ、増員の必要性等について、有識者ヒアリングにおいて説明を求める場合があるので留意すること。その後、令和8年8月を目途に令和9年度入学定員増員計画等の文書の提出を依頼する予定である。

都道府県及び大学においては、このスケジュールを踏まえ、速やかに関係者間で必要な協議を行うこと。

令和10年度以降の医学部総定員数の方針については、検討会等における議論の状況を踏まえて検討し、別途通知する。

4. 留意事項

(1) 特定地域内の大学における令和9年度の臨時定員増の申請について

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）第13条第3号に規定する特定地域（東京都特別区の存する区域内）における収容定員増の抑制の例外の対象とされる医学部臨時定員増は、大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号。以下「認可基準」という。）第3条第1項第1号（上記1.（1）及び（3）に相当）のみであり、認可基準第3条第2号（上記1.（2）に相当）については、同法第13条第1号の規定により、前年度の収容定員の範囲に限り再度の定員増が認められることとなるため、留意すること。

また、特定地域内の大学は、令和9年度臨時定員増の申請に際しては、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成30年政令第177号）第4条第1項、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成30年内閣府、文部科学省令第1号）第9条第1項に基づき所定の届出書に説

明書等を添えて文部科学大臣に届け出ること。

なお、収容定員増に係る学則変更の認可申請に際しては、認可基準第1条第1項第1号及び第2号に掲げる要件を参照の上、遺漏のないよう対応すること。また、国立大学についても認可基準に準ずることとされているため、遺漏のないよう対応すること。

(2) 令和9年度に臨時定員増を行おうとする大学における認可基準第1条第1項第3号及び第4号の規定の適用について

医学部臨時定員増に係る学則変更の認可の申請の審査に関しては、認可基準附則第3項の規定により、同告示第1条第1項第3号及び第4号の収容定員充足率に係る審査基準は適用しないこととなっているが、各大学においては当該枠組みの増員の希望の有無にかかわらず、適正な定員管理に努めること。

令和9年度医学部臨時定員増に係る現時点のスケジュール（予定）

5月頃	令和9年度の医学部臨時定員増に係る意向調査及び都道府県・大学における地域への定着促進の取組状況等に係る調査の実施
5・6月	(必要に応じて) 追加調査 文部科学省・厚生労働省ヒアリング 有識者ヒアリング
8月頃	増員計画提出依頼発出 増員計画提出〆
以降	収容定員に係る学則変更認可申請等受付開始 大学設置分科会等への諮問 学則変更認可の結果を各大学へ通知

※スケジュールが変動する可能性がありますこと御承知おきください。